

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 受け入れ条件の変更のお知らせ

令和3年9月3日更新

新潟県内、全市町村に特別警報が発令されたことに伴い、皆様に安心して利用していただくため、受け入れ条件を変更し次のとおり変更します。

(1) 9月3日～9月16日特別警報期間の受入れは以下の感染症が確定した方が利用できます。

- ・溶連菌感染症 ・RSウイルス感染症 ・アデノウイルス感染症
- ・ヒトメタニューモウイルス感染症
- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス）

(2) 病児保育園の利用を希望される方は受診する前に連絡をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策における聞き取りをします。

聞き取りの状況によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり利用をおことわりします。

- (1) 児童や家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- (2) 児童や家族等が濃厚接触者、接触者となった場合
- (3) 児童、家族等がPCR検査を受けた場合
- (4) 保護者および同居家族の勤務先、保育園や幼稚園、小学校等で感染者が確認され自粛や臨時休園、休校（学級閉鎖を含む）となった場合はその期間中の利用はできません。

※特別警報の延長等による変更がある場合は同様に延長いたします。

感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

☎0256-47-0705

月～金（土日祝日を除く）8：30～17：15

加茂・田上病児保育園